

# 令和 3 年度 沖縄支部事業計画（案）新旧対照表

令和 2 年度第 3 回全国健康保険協会沖縄支部評議会

（令和 3 年 1 月 18 日）

## 令和3年度沖縄支部事業計画（案）新旧対照表

新（令和3年度）	旧（令和2年度）
<p>1. 基盤的保険者機能関係</p> <p>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。</p> <p>（1）サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</u></li> <li>・ <u>加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。</u></li> <li>・ <u>お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から支部の課題を見だし、迅速に対応する。</u></li> </ul> <p>■ KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする。 ②現金給付等の申請に係る郵送化率を<u>95.0%</u>以上とする</p>	<p>1. 基盤的保険者機能関係</p> <p>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。</p> <p>（1）サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>加入者・事業主のご意見や苦情等については、加入者・事業主の視点に立って迅速かつ適切に対応するとともに、さらなるサービスの改善に取り組む。また、お客様満足度調査結果を活用し、電話応対等のサービス水準の向上に努める。</u></li> <li>・ <u>傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード（10営業日）を定め、その状況を適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。</u></li> </ul> <p>■ KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする。 ②現金給付等の申請に係る郵送化率を<u>92.0%</u>以上とする</p>

(2) 限度額適用認定証の利用促進

- ・ オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。
  - ・ 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。
- KPI: 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を87.4%以上とする

(3) 現金給付の適正化の推進

- ・ 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を行う。
- ・ 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。

(2) 業務改革の推進に向けた取組

現金給付等の業務処理手順に基づいた審査を徹底し、業務の標準化、効率化を図る。また、職員の多能化を図り生産性の向上を目指す。

(3) 現金給付の適正化の推進

不正の疑いのある事案については、保険給付適正化プロジェクトチーム等にて支給の適否を判断するとともに、必要に応じて事業主への立入検査を実施する。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。

傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する。

(4) 効果的なレセプト内容点検の推進

レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、レセプト点検の質的向上とシステムを活用した効率的な点検により、査定率向上に取り組む。

■ KPI : ①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率 (※) について対前年度以上とする

(※) 査定率 = レセプト点検により査定 (減額) した額  
÷ 協会けんぽの医療費総額

②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

・ 多部位 (施術箇所が3部位以上) かつ頻回 (施術日数が月15日以上) の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。

なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。

■ KPI : 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする

(4) 効果的なレセプト点検の推進

医療費の適正化を図るため、診療報酬が正しく請求されているか確認をするほか、資格・外傷・内容点検の各点検を適確に実施する。

特に内容点検は、システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指した、レセプト点検効果向上計画に基づき効果的なレセプト点検を推進する。

■ KPI : 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする

(※) 査定率 = レセプト点検により査定 (減額) した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額

(5) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

多部位 (施術箇所が3部位以上) かつ頻回 (施術日数が月15日以上) 及び部位ころがし (負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診) の申請について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。

■ KPI : 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする

(6) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の最適化の推進

- ・ 審査手順の標準化を図る。
- ・ 受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

(7) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

- ・ 資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証の回収について、資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者回収不能届を活用した電話督促等を強化する。

さらに、文書、電話や訪問を取り混ぜた催告を行い、保険証の回収を強化する。

また、事業主や加入者に対しては、資格喪失後、または被扶養者削除後は保険証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や各種研修会等を通じ周知を行う。

- ・ 未返納の多い事業所データ等を活用した事業所への文書等による資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。
- ・ 債権については、早期回収に努め、文書催告・弁護士名催告のほか、費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債

(6) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進  
受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

(7) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進

- 資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証の回収について、資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底し、早期回収に努める。

さらに、文書、電話や訪問を取り混ぜた催告を行い、保険証の回収を強化する。

また、事業主や加入者に対しては、資格喪失後、または被扶養者削除後は保険証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や各種研修会等を通じ周知を行う。

- 債権については、早期回収に努め、文書催告・弁護士名催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。

なお、資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者

権の回収率の向上を図る。 なお、資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整を積極的に実施し、確実な債権回収に努める。

・ 交通事故や傷害事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社または加害者本人等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。

- KPI : ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を 対前年度 以上とする
- ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする
- ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

(8) 被扶養者資格の再確認の徹底

・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。

との保険者間調整を積極的に実施し、確実な債権回収に努める。

交通事故や傷害事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社または加害者本人等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。

- KPI : ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を 95.0% 以上とする
- ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする
- ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

(8) 限度額適用認定証の利用促進

事業主や健康保険委員等へのチラシやリーフレットによる広報を実施する。また、限度額適用認定申請書の医療機関窓口設置の拡大及び市町村窓口に申請書を配置するなど更なる利用促進を図る。

- KPI : 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 87.4% 以上とする

(9) 被扶養者資格の再確認の徹底

被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確

- ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。
  - KPI: 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 92.7%以上とする。

#### (9) 業務改革の推進に向けた取組

- ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を図る。
- ・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を図る。

#### (10) オンライン資格確認の円滑な実施

国のオンライン資格確認システムを有効に機能させ、オンライン資格確認を円滑に実施するために、加入者に向けて必要な広報を行う。

実に実施する。また、事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。

未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

- KPI: 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 92.0%以上とする。

#### (10) オンライン資格確認

現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、利用状況を毎月確認し、長期間利用のない医療機関については電話による利用勧奨を行い、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。

- KPI: 現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を 50.0%以上とする

## 2. 戦略的保険者機能関係

### (1) ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供

本部が提供する事業所健康度診断シート（事業所カルテ）に生活習慣病予防健診と事業者健診の内訳を区分して表示することにより、事業者健診データの提供促進を図る。また、被扶養者の特定健診受診率も見える化し、事業主とのコラボヘルスによる被扶養者への受診勧奨の案内も拡大していく。

加えて、保健指導や健康宣言勧奨での事業所訪問、健康宣言事業所へのフォローアップに活用する。

### (2) データ分析に基づいた第2期保健事業計画（データヘルス計画）の着実な実施

6か年計画である第2期保健事業計画（データヘルス計画）**が後半に入る**ことから、**中間評価の結果を踏まえ**、中位目標（6年後に達成する目標）である「加入者のメタボリックシンドローム保有率の減少」及び、基本的な実施事項である「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。**とともに、取組状況を振り返り、後半3年の取組みの実効性を高める。**

さらに、保健事業の効果的な推進を図るため、「福寿うちな～（健康づくり）推進協議会」などの意見を聴取しながら、関係機関との

## 2. 戦略的保険者機能関係

### (1) ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供

本部が提供する事業所健康度診断シート（事業所カルテ）に生活習慣病予防健診と事業者健診の内訳を区分して表示することにより、事業者健診データの提供促進を図る。また、被扶養者の特定健診受診率も見える化し、事業主とのコラボヘルスによる被扶養者への受診勧奨の案内も拡大していく。

加えて、保健指導や健康宣言勧奨での事業所訪問、健康宣言事業所へのフォローアップに活用する。

### (2) データ分析に基づいた第2期保健事業計画（データヘルス計画）の着実な実施

6か年計画である第2期保健事業計画（データヘルス計画）**の3年目にあたる**ことから、中位目標（6年後に達成する目標）である「加入者のメタボリックシンドローム保有率の減少」及び、基本的な実施事項である「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する**とともに、取組状況を振り返り、後半3年の取組みの実効性を高める。**

さらに、保健事業の効果的な推進を図るため、「福寿うちな～（健康づくり）推進協議会」などの意見を聴取しながら、関係機関との

連携・協定等を活かし、地域の実情に応じた取り組みを強化する。

■第2期保健事業計画（データヘルス計画）中位目標：

「加入者のメタボリックシンドローム保有率（腹囲、血圧、中性脂肪、空腹時血糖）を16.0%から14.0%に減らす」

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

40歳以上の被保険者を対象とした生活習慣病予防健診及び被扶養者を対象とした特定健診を併せた受診率の向上と事業者健診データ取得率の向上を図るため、健診機関との連携を強化し、休日健診、まちかど健診、早朝健診及びナイト健診を実施するなど、加入者のニーズや特性に応え、受診機会の拡大を図る。

さらに、「健診・保健指導カルテ」等の活用により事業所規模、業態等の特性による受診状況や受診履歴の分析を行い、効果的かつ効率的なアプローチを行う。

生活習慣病予防健診が未受診で事業者健診の受診が確認できない事業所に対する受診勧奨及び事業者健診データの取得勧奨、**特に受診率等への影響が大きいと見込まれる事業所や業態への勧奨**を強化するため外部委託を推進する。

生活習慣病予防健診が未受診で事業者健診を受診している事業所には、労働局や健診機関等と連携を図り、事業者健診データの取得促進を図るとともに、**及び法定項目が欠落なく実施できるように取り組む。併せてがん検診が含まれる**生活習慣病予防健診への切り替えの働きかけも促進する。

連携・協定等を活かし、地域の実情に応じた取り組みを強化する。

■第2期保健事業計画（データヘルス計画）中位目標：

「加入者のメタボリックシンドローム保有率（腹囲、血圧、中性脂肪、空腹時血糖）を16.0%から14.0%に減らす」

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

40歳以上の被保険者を対象とした生活習慣病予防健診及び被扶養者を対象とした特定健診を併せた受診率の向上と事業者健診データ取得率の向上を図るため、健診機関との連携を強化し、休日健診、まちかど健診、早朝健診及びナイト健診を実施するなど、加入者のニーズや特性に応え、受診機会の拡大を図る。

さらに、「健診・保健指導カルテ」等の活用により事業所規模、業態等の特性による受診状況や受診履歴の分析を行い、効果的かつ効率的なアプローチを行う。

生活習慣病予防健診が未受診で事業者健診の受診が確認できない事業所に対する受診勧奨及び事業者健診データの取得勧奨を強化するため、外部委託を推進する。

生活習慣病予防健診が未受診で事業者健診を受診している事業所には、労働局や健診機関等と連携を図り、事業者健診データの取得促進**及び法定項目が欠落なく実施できるように取り組む。併せてがん検診が含まれる**生活習慣病予防健診への切り替えも促進する。

■ KPI：① 生活習慣病予防健診受診率を65.0%以上とする

② 事業者健診データ取得率を**5.0%**以上とする

- KPI : ① 生活習慣病予防健診受診率を 65.0%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を **6.0%**以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診受診率を 30.0%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率の向上

**健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り**、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施について、健診実施機関へ働きかける。

また、**情報通信技術を活用すること等により、特定保健指導対象者の更なる利便性の向上を図る。**

**併せて**、ショッピングセンター等における協会主催の「まちかど特定保健指導」を実施するとともに、市町村と共催して公共施設における「健診結果説明会」を行うなど、加入者の特性やニーズに応え、特定保健指導利用者の増加を図る。

- KPI : 被保険者 実施率 : **39.4%**以上とする
- 被扶養者 実施率 : 17.1%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

未治療者に対する重症化予防については、生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及び QOL の維持を図るため、手紙・電話・面談による受診勧奨を行い、確実に治療に繋げる取り組みを進める。

- ③ 被扶養者の特定健診受診率を 30.0%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率の向上

健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施について、健診実施機関へ働きかける。

また、ショッピングセンター等における協会主催の「まちかど特定保健指導」を実施するとともに、市町村と共催して公共施設における「健診結果説明会」を行うなど、加入者の特性やニーズに応え、特定保健指導利用者の増加を図る。

- KPI : 特定保健指導の実施率を 30.8%以上とする

〔内訳〕

- 被保険者 実施率 : **31.7%**以上とする
- 被扶養者 実施率 : 17.1%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

未治療者に対する重症化予防については、生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及び QOL の維持を図るため、手紙・電話・面談による受診勧奨を行い、確実に治療に繋げる取り組みを進める。

また、より早期に治療につなげるための取り組みとして、健診当日の受診勧奨の外部委託を推進する。

糖尿病の重症化予防については、「沖縄版糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき、かかりつけ医と連携した生活指導を進めていく。

- KPI: 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 11.8%以上とする

iv) コラボヘルスの推進

健康宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、事業主等が主体となって健康づくりに取り組む事業所を支援する「福寿うちな～健康宣言」事業を展開し、健康講話等を実施することにより、事業主等の健康づくり意識の醸成、加入者の健康増進、特定健診受診率の向上及び特定保健指導の強化を図る。また、事業所健康度診断シート（事業所カルテ）を健康宣言勧奨での事業所訪問や健康宣言事業所へのフォローアップに活用する。

さらに、健康宣言した事業所は県の実施する「がんじゅうさびら表彰」へつなげるとともに、県や労働局、県医師会等の関係団体と連携のうえ、健康経営宣言を統一し、共同運営するなど全県的に普及させるための活動を推進する。

また、賛同を得られた事業主と連携し、支部長・事業主の連名による健診受診勧奨文書を直接被扶養者に送付する「ご家族様にも特定健診プロジェクト」を引き続き実施し、被扶養者の健診受診率向

糖尿病の重症化予防については、「沖縄版糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき、かかりつけ医と連携した生活指導を進めていく。

- KPI: 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.9%以上とする

iv) コラボヘルスの推進

健康宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、事業主等が主体となって健康づくりに取り組む事業所を支援する「福寿うちな～健康宣言」事業を展開し、健康講話等を実施することにより、事業主等の健康づくり意識の醸成、加入者の健康増進、特定健診受診率の向上及び特定保健指導の強化を図る。また、事業所健康度診断シート（事業所カルテ）を健康宣言勧奨での事業所訪問や健康宣言事業所へのフォローアップに活用する。

さらに、健康宣言した事業所は県の実施する「がんじゅうさびら表彰」へつなげるとともに、県や労働局等の関係団体と連携のうえ、健康経営セミナーを共同開催するなど全県的に普及させるための活動を推進する。

上を図る。

■ KPI：健康宣言事業所数を455事業所以上とする。

(3) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

インセンティブ制度をはじめ、疾病予防や健康増進の重要性、健診受診、特定保健指導実施、保険料率設定、資格喪失後受診、任意継続、給付の仕組み、申請手続き等を加入者へ分かりやすく広報する。

具体的には、地元メディアに対するプレスリリース、広報チラシの発行、市町村・関係団体が発行する広報誌への記事掲載、youtube等の動画を活用した広報等を実施する。

また、ホームページを活用した情報発信の強化に加え、加入者に直接届くメールマガジンの登録者数の拡大を図る。

さらに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険事業の理解向上を目的とした研修を実施するほか、広報活動等により健康保険委員活動の支援を行う。

加えて、加入者の多い事業所に重点を置き、健康保険委員の委嘱勧奨を効果的に実施することにより、委嘱者数のさらなる拡大を図る。

■ KPI：① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする

② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されてい

(3) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

インセンティブ制度をはじめ、疾病予防や健康増進の重要性、健診受診、特定保健指導実施、保険料率設定、資格喪失後受診、任意継続、給付の仕組み、申請手続き等を加入者へ分かりやすく広報する。

具体的には、地元メディアに対するプレスリリース、広報チラシの発行、市町村・関係団体が発行する広報誌への記事掲載等を実施する。

また、ホームページを活用した情報発信の強化に加え、加入者に直接届くメールマガジンの登録者数の拡大を図る。

さらに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険事業の理解向上を目的とした研修を実施するほか、広報活動等により健康保険委員活動の支援を行う。

また、加入者の多い事業所に重点を置き、健康保険委員の委嘱勧奨を効果的に実施することにより、委嘱者数のさらなる拡大を図る。

■ KPI：① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする

② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されてい

る事業所の被保険者数の割合を **44.5%**以上とする

(4) ジェネリック医薬品の使用促進

各種広報誌掲載による普及啓発、健康保険委員研修会等でのジェネリック希望シール及びリーフレット配布のほか、関係機関と連携したジェネリック医薬品に関するセミナーを開催する。

また、医療機関及び薬局に対して、医療機関・薬局ごとのジェネリック医薬品使用割合を二次医療圏内で比較し、見える化した「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を送付する。

さらに使用割合の低い医療機関については、一般名処方への協力依頼を行い、使用割合の低い薬局に対しては、ジェネリック医薬品の採用について働きかけを行う。

**加えて、当支部のジェネリック医薬品使用割合を2次医療圏別で見した場合、宮古地区が最も低いため、更なる使用割合向上を目指し、宮古地区におけるジェネリック医薬品使用促進に向けた取り組みを行う。**

■KPI：協会けんぽ沖縄支部のジェネリック医薬品使用割合を**対前年度**以上とする。

(※)医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

る事業所の被保険者数の割合を 42.0%以上とする

(4) ジェネリック医薬品の使用促進

各種広報誌掲載による普及啓発、健康保険委員研修会等でのジェネリック希望シール及びリーフレット配布のほか、関係機関と連携したジェネリック医薬品に関するセミナーを開催する。

また、医療機関及び薬局に対して、医療機関・薬局ごとのジェネリック医薬品使用割合を二次医療圏内で比較し、見える化した「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を送付する。

さらに使用割合の低い医療機関については、一般名処方への協力依頼を行い、使用割合の低い薬局に対しては、ジェネリック医薬品の採用について働きかけを行う。

■KPI：協会けんぽ沖縄支部のジェネリック医薬品使用割合を **87.9%**以上とする。

(※)医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

(5) インセンティブ制度の周知及び推進

加入者へ制度を周知するためのチラシやマンガパンフレットの作成及び送付、各種広報誌やホームページへの掲載、健康保険委員研修会などの各種研修会における説明などにより、制度の周知広報をより丁寧に行っていく。

また、特定健診・特定保健指導の実施率、重症化予防のための受診勧奨、ジェネリック医薬品使用割合などの各評価項目の実施状況を把握し、実績値の向上に努める。

(6) 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度にかかる意見発信

i) 意見発信のための体制の確保

意見発信等を行う環境づくりに向け、地域医療対策会議等への参画について、県に対して積極的に働きかける。

ii) 医療費データ等の分析

(5) インセンティブ制度の周知及び推進

各種広報誌やホームページでの掲載、健康保険委員研修会など各種研修会等での説明などにより、制度の周知広報をより丁寧に行っていく。

また、特定健診・特定保健指導の実施率、重症化予防のための受診勧奨、ジェネリック医薬品使用割合などの各評価項目の実施状況を把握し、実績値の向上に努める。

(6) 調査研究事業の実施及びパイロット事業等の推進

令和元年度からの調査研究の継続事業として「重症化予防事業対象者の受診行動に影響を及ぼす要因の調査・分析」に取り組む。

また、支部の企画・提案力向上を図るため、パイロット事業等について、引き続き積極的に提案する。

(7) 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信

i) 意見発信のための体制の確保

意見発信等を行う環境づくりに向け、地域医療対策会議等への参画について、県に対して積極的に働きかける。

ii) 医療費データ等の分析

県との共同事業で協会けんぽと国民健康保険の健診データとレセプトデータを活用し、沖縄県民の健康状況や医療費の実態についてデータ分析を行う。

iii) 外部への意見発信や情報提供

健診データとレセプトデータの分析結果を活用し、ターゲットを絞った受診勧奨や、健診受診及び保健指導のメリットについての広報などにより、健診受診率及び特定保健指導実施率向上を図る。

また、当該分析結果については、エビデンスに基づく効果的な意見発信として、地域医療構想対策会議等での意見発信やマスコミ等を利用した情報発信としても活用する。

iv) 上手な医療のかかり方にかかる働きかけ

地域医療を守る観点から、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」についての広報を実施し、加入者や事業主に対して適正受診について周知啓発を行う。

■KPI：①—他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想対策会議へ被用者保険者の参加率を100%とする

②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する

効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等

県との共同事業で協会けんぽと国民健康保険の健診データとレセプトデータを活用し、沖縄県民の健康状況や医療費の実態についてデータ分析を行う。

iii) 外部への意見発信や情報提供

健診データとレセプトデータの分析結果を活用し、ターゲットを絞った受診勧奨や健診受診及び保健指導のメリットについての広報などにより、健診受診率及び特定保健指導実施率向上を図る。さらに、地域医療構想対策会議等での意見発信やマスコミ等を利用した情報発信にも活用する。

■KPI：① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想対策会議へ被用者保険者の参加率を100%とする

②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する

を活用した効果的な意見発信を実施する

(7) 調査研究事業の実施及びパイロット事業等の推進

i) 調査研究事業の実施

令和元年度からの調査研究にかかる継続事業として「重症化予防事業対象者の受診行動に影響を及ぼす要因の調査・分析」に引き続き取り組み、研究成果として分析結果を取りまとめる。

また、当該研究成果等については、保健事業へ展開するとともに、ホームページ掲載やプレスリリース、沖縄県公衆衛生学会における発表等を行い、内外に広く情報発信する。

ii) 外部有識者を活用した調査研究

「重症化予防事業対象者の受診行動に影響を及ぼす要因の調査・分析」については、支部内における調査研究に留まらず、より専門的な知見に基づく分析結果をも得ることを目的に、外部有識者を活用した調査研究として、琉球大学（公衆衛生学）へ研究を委託し連携する。

iii) パイロット事業等への提案

支部の企画・提案力向上を図るため、パイロット事業等について、引き続き積極的に提案する。

iv) 調査研究を推進するための体制等

本部が主催する統計分析研修等を積極的に受講し、支部の調査研究にかかるスキルの底上げを図るとともに、調査研究を推進するための体制等について検討する。

3. 組織・運営体制関係

(1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置  
業務の標準化・効率化・簡素化の推進と生産性の向上を図るとともに標準人員に基づき、業務量に応じた適切な人事配置を行う。

(2) 人事評価制度の適正な運用  
協会理念の実現に向けて、組織目標を意識し、且つ、等級ごとの役割定義に基づく目標を可能な限り数値目標として設定する。また評価期間中は、日々の業務管理、業務指導を行い、人事評価を適切に実施する。

(3) OJT を中心とした人材育成  
OJT を中心とした人材育成の意義や目的を職員が共有し、効果的なOJT が実践できるよう意識の醸成を図る。また、研修の実施や自己啓発の支援等を通じて業務知識・スキル等の習得を支援する。

3. 組織体制関係

(1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置  
業務の標準化・効率化・簡素化の推進と生産性の向上を図るとともに標準人員に基づき、業務量に応じた適切な人事配置を行う。

(2) 人事評価制度の適正な運用  
協会理念の実現に向けて、組織目標を意識し、且つ、等級ごとの役割定義に基づく目標を可能な限り数値目標として設定する。また評価期間中は、日々の業務管理、業務指導を行い、人事評価を適切に実施する。

(3) OJT を中心とした人材育成  
OJT を中心とした人材育成の意義や目的を職員が共有し、効果的なOJT が実践できるよう意識の醸成を図る。また、研修の実施や自己啓発の支援等を通じて業務知識・スキル等の習得を支援する。

<p><u>(4) リスク管理</u></p> <p><u>・ 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報の取扱いや情報セキュリティ等の研修を行う。</u></p>	<p>(4) 費用対効果を踏まえたコスト削減等  調達では公平性を確保するため入札等を厳正に実施するとともに、競争性を高めるため、公告後の業者等への周知を適切に行い、一者応札の減少に努める。</p> <p>また、経費に対する職員のコスト意識を高めると共に消耗品の在庫管理等を徹底し調達量の適正化に努め、経費節減を図る。</p> <p>■KPI: 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする</p> <p>(5) コンプライアンスの徹底  法令等規則の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。</p> <p>(6) リスク管理  <u>情報セキュリティ対策については、インシデント対処手順書に基づき、迅速かつ効率的な初動対応を行う。</u></p>
--	--

(5) コンプライアンスの徹底

- ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。
- ・ 職員のコンプライアンス意識の向上を図ること及び今後の啓発活動に活かすことを目的とし、職員に自己点検・アンケートを実施する。

(6) 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。

また、経費に対する職員のコスト意識を高めると共に消耗品の在庫管理等を徹底し調達量の適正化に努め、経費節減を図る。

- KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする